

夏季賞与交渉開始！

要求額：基本給額の1.8ヵ月
支払日：2023年7月7日(金)

JR四国労組は6月2日、申第20号「2023年度夏季賞与の要求について」及び申第21号「2023年度準組合員（契約社員）の夏季賞与の要求について」団体交渉を開催した。

【申第20号】 2023年度夏季賞与の要求について

- 1 要求額 基本給額の1.8ヵ月分
- 2 支払日 2023年7月7日（金）

【申第21号】 2023年度準組合員（契約社員）の夏季賞与の要求について

- 1 パートナー社員（定年退職再雇用者）
基準額 契約基本賃金の1.8ヵ月分

- 2 パートナー社員（月給・日給適用者）
基準額

調査期間内の勤務日	運転係	構内運転係	営業係等
65日以上120日未満	133,000円	118,000円	102,000円
120日以上	266,000円	236,000円	204,000円

- 3 サポーター社員（時給適用者）
基準額

調査期間内の労働時間	支給額
240時間以上350時間未	104,000円
350時間以上450時間未	115,000円
450時間以上550時間未	126,000円
550時間以上650時間未	138,000円
650時間以上750時間未	149,000円
750時間以上850時間未	161,000円
850時間以上950時間未	172,000円
950時間以上	183,000円

- 4 支払日 2023年7月7日（金）

J R 四国 労組 自動車支部 ニュース

2023年6月2日（No.17／2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

＜主な交渉内容＞

組合：コロナ禍は一定の収束といえる状況にあるが、この3年間に与えた影響が大きく、以前のような経営状態に回復する見通しは立っていない。また、2022年度決算はダイヤ改正や運賃改定など収入確保に努めたものの、前期、前々期に次ぐ大幅な営業赤字となった。2023年度事業計画では「営業損益で安定的に黒字計上が可能な経営体質にすること」を最重要課題と掲げており、JR四国労組は責任組合として全面的に協力する考えである。

しかし、2022年度下期は収入が一定回復し、中間決算から赤字幅を抑えられた。これは組合員の奮闘があったからこそであり、組合員の期待感是非常に高い。そして、2022年度決算は最終黒字であり、要因となった過年度精算金が2021年度以前に得た収入を2022年度で計上したもので、燃料価格にかかる補助金も含め、組合員に還元すべき。

組合員とその家族は3年間我慢に我慢を重ねており、すでに限界に達している。会社は借金を回避できたかも知れないが、組合員は借金を余儀なくされている。会社として組合員の生活を守る必要もあるのではないか。さらには、組合員からは「家族に何とかして欲しいと言われている」といった声を受けており、これまで会社を信じて残ってくれた優秀かつ愛社精神を持つ組合員に見限られてしまいかねない。反転攻勢を期すべきときに人手不足に陥ってはどうにもならない。実際、GWにもっと続行便を出せたのではないかとという現場からの意見も届いている。ジェイアール四国バスが稼ぐためにも「人財」が最重要であるはず。

物価上昇で生活も一層苦しくなっている。今回の夏季賞与交渉には組合員だけでなく、家族も期待している。これから営業損益で黒字を達成し、経営安定を図るために労使一丸となって取り組んでいかなければならないが、各職場で奮闘する組合員のモチベーション維持・高揚が必要不可欠である。「夏季賞与」を通じた「人への投資」によって、組合員の想いに応え、労苦に報いられるよう、誠意ある回答を求める。

会社：足下の状況を説明すると、2022年度下期から回復を見せたが、今年度も一定継続している。4月の収入は2019年度比71%となった。しかし、5月は伸びを欠いており、阿波エクスプレスの「25周年記念5枚回数券」の売り上げ等が先に計上されていることも影響していると見ている。確かに、コロナ禍のように急激な落ち込みはないが、これまで実施してきたダイヤ改正や運賃改定の効果を最大限上げて、収入をさらに大きくしていくことが重要である。物価高騰もいつまで続くか不透明であり、経費節減も継続していかなければならない。資金繰りについては何とか踏み止まったと言える。

貴側の要求趣旨は伺ったが、以上の認識のもと鋭意検討していく。大きな期待感を持たすことはできないものの、組合員のこれまでの取り組みについては十分理解している。

JR四国労組 自動車支部ニュース

2023年6月2日（No.17／3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

組合：4月だけでなく5月についても、肌感覚ではお客様が戻ってきていると感じる。また、25周年記念5枚回数券の販売では現場は相当苦勞しており、今後は座席予約に電話対応の負担が想定される。つまり乗務員も含め、組合員全員の努力によって売り上げが成り立っている。

2022年度の黒字決算は組合員の期待感につながっている。会社としての反転攻勢に向けた大きな一歩であり、今交渉においても一歩踏み込んだ回答を求める。今回の要求は決して無茶な要求ではなく、議論を重ねたうえで申し入れている。

会社：この間の賞与交渉とは違うものと考えているが、どこまで応えられるかはこれから検討したい。

続行便について言及があったが、乗務員と車両の兼ね合いもあるので、本社と支店で協議して判断している。体調面を考慮すれば、同じ乗務員に負担が偏ってはならない。最終判断は本社が行うが、現場から要請がある場合もある。GWも同様で、出せるところを見て続行便を運行したと考えている。

組合：実際に支店によっては続行便を出せていなかったのは現実であり、これで収入が確保できず賞与に影響したとすれば、到底納得できない。要員不足についても、解消すべく新規採用を行っているが、指導運転係が不足、養成が滞っている。先にも述べたように、組合員は3年間我慢を続け、会社をなんとか立て直したいと思っている。会社も最大限収入確保に努めてもらわないといけない。

会社：続行便に対する前向きな意見はありがたいので、是非とも引き続き協力いただきたい。

繰り返すがこれまでの3年間と状況認識は違うものの、貴側の要求主旨、会社の体力、世間相場等を勘案しながら判断したいと考えている。

最後に組合は「経営が回復基調にある中、『安全・安心輸送』をはじめ、収入確保・経営改善に労使一丸となって取り組まなければならないが、組合員のモチベーション維持・高揚が原動力となる。したがって、組合員とその家族の期待に応えられるよう、夏季賞与に対して誠意ある回答を強く求める」と訴え、交渉を継続することとした。

また、「夏季賞与」についての交渉終了後、「契約社員（パートナー社員）乗務員の制度改正」及び「契約社員（パートナー社員）乗務員の雇用契約期間等」について会社より提案を受けた。（別紙参照）

会社：今回の新規採用に際して、四国外出身者がいたことや各県によって応募状況にバラツキがあったこと、さらには他社の募集内容を踏まえ、一定の条件を付したうえで、手当等の支給を可能としたいと考えている。一方、雇用期間については、6ヵ月の雇用契約とすることで試用期間を含め、本務として乗務できるかどうか見極めをしっかりと行いたいと考えている。

J R 四国 労組 自動車支部 ニュース

2023年6月2日（No.17 / 4 終）

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 中村 鉄平

組合：今回の採用では、希望箇所で勤務できない方がいるということか。社員のよう
に、数年すれば希望箇所での勤務ができるのか。

会社：すでに配属しているが、希望以外の支店で勤務してもらっている。契約社員に
は転勤という概念がないので、仮に希望箇所で勤務するとすれば別途契約する
こととなるが、社員登用試験に受かってもらいたい。社員になれば、人事調書
や面談で希望を聞き取れ、転勤も可能となる。

組合：今回の提案により、契約社員としての処遇改善はありがたいが、社員に登用さ
れると基本給が減額される制度は早急に解消されたい。福利厚生等を含めたメ
リットもあるだろうが、賃金は最大の労働条件であり、そもそも逆転すること
自体がおかしい。

契約社員で採用後6ヵ月、見習い解除試験に受からないとどうなるのか。

会社：資料にあるとおり、雇用契約は更新できない。

組合：これまで見習い解除試験の合格に、6ヵ月以上要した社員はいるのか。

会社：6ヵ月を超えた者はいない。安全の観点からは試験を簡単にするわけにもいか
ない。

組合は持ち帰り議論し、「契約社員（パートナー社員）乗務員の制度改正」及び「契
約社員（パートナー社員）乗務員の雇用契約期間等」については、これまで要求して
きた契約社員の処遇改善につながるものと評価し、妥結することとした。

以 上

別紙 1

2023 年 6 月 2 日

ジェイアール四国バス（株）

契約社員（パートナー社員）乗務員の制度改正について

標題について、新規に採用した契約社員（パートナー社員）乗務員の各制度について、次のとおり実施する。

1 対 象 者

当社が実施する乗務員採用試験に合格し、各支店に配属された者であって、次の各条件に適合する者とする。

2 改正内容及び取扱方

(1) 社宅の使用等

会社の業務都合による配属で現住所からの通勤が困難となる場合は、会社が指定した社宅使用を認め、社員の転勤時に準じて取り扱うこととし、社宅扱住宅管理規程、社宅扱住宅取扱準則及び旅費規程第 4 章赴任旅費（22 条～26 条）の定めを準用する。

(2) 住宅手当の支給

採用に伴い、配属先近くの賃貸住宅に移転し、一定の条件を満たす場合は、住宅手当を支給することとし、賃金規程の定めを準用する。

(3) 別居手当の支給

採用に伴い、希望勤務地とは異なった勤務地に配属となり、配偶者または扶養親族を残し単身赴任となった場合は、社員の転勤時に準じて取り扱うこととし、賃金規程第 13 章別居手当（第 85 条～第 89 条）の定めを準用する。ただし、四国外から応募し、採用された者を除く。

3 実施時期

2023 年 5 月 1 日から適用する。

参考

運転係採用時の配属事例による適用手当等一覧表

現住所	配属先	通勤	状況	採用に伴う転居		社宅使用	社宅使用料・住宅手当区分	別居手当
A市内 (希望：A支店)	A支店	可	独身	-	あり	-	住宅手当を支給	-
		可	独身	-	なし	-	-	-
		可	家族同居	家族	あり	-	住宅手当を支給	-
		可	家族同居	家族	なし	-	-	-
A支店と同県内B市 またはA支店が最も 近距離である県外C市 (希望：A支店)	A支店	不可	独身	-	あり	-	住宅手当を支給	-
		不可	家族同居	家族	あり	-	住宅手当を支給	-
		不可	家族同居	単身	あり	-	住宅手当を支給	-
A市 (希望：A支店)	B支店	不可	独身	-	あり	可	社宅使用料を徴収	-
		不可	家族同居	家族	あり	可	住宅手当を支給	-
		不可	家族同居	単身	あり	可	社宅使用料を徴収	別居手当支給
四国外	A支店	不可	独身	-	あり	-	住宅手当を支給	-
		不可	家族同居	家族	あり	-	住宅手当を支給	-
		不可	家族同居	単身	あり	-	住宅手当を支給	-

別紙 2

2023年6月2日
ジェイアール四国バス（株）

契約社員（パートナー社員）乗務員の雇用契約期間等について

標題について、雇用契約の締結、試用期間の延長及び雇用契約の更新について、次のとおり取り扱うこととする。

1 試用期間及び試用期間の延長

雇用契約期間について、契約社員の労働条件に関する協約（以下「協約」という。）第2条第3項の定めに係わらず6箇月間とし、その雇用契約期間内の試用期間については原則2箇月間とし、その期間については協約第3条第2項に定めるとおりとする。

なお、協約第3条第3項に定める試用期間の延長については一回に限る。

2 雇用契約の更新

協約第4条に定める更新時期は最初の雇用契約満了日の翌日とし、基準契約期間については1年を適用する。

なお、契約更新が基準契約期間内の中途の場合は基準契約期間の残余の期間とする。

3 雇用契約期間満了後の雇用契約

雇用契約期間中に見習い運転係解除試験に合格しない者は雇用契約期間満了をもって雇用契約の更新はしない。

4 その他

- (1) 契約社員（パートナー社員）有期雇用契約書（乗務員）は「別表第1」のとおり。
- (2) 経過措置として、実施時期以降において既に従前の試用期間のみの雇用契約を締結している者については、試用期間の雇用契約終了後の雇用契約を新たに締結する際、雇用開始日から起算し6箇月後を雇用契約の終期とした雇用契約を締結することとする。
- (3) 協約第5条に定める「試用期間満了後の雇用契約」については削除する。

5 実施時期

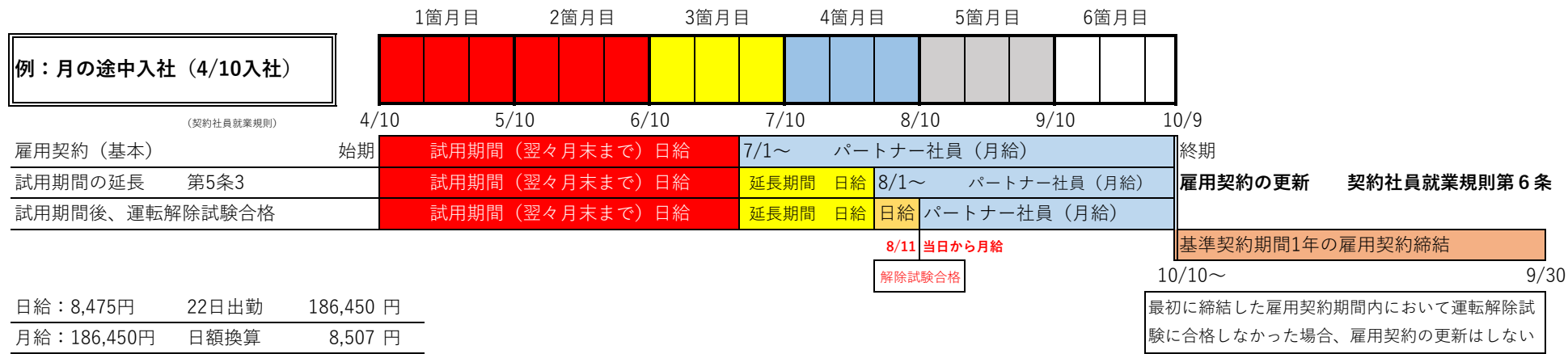
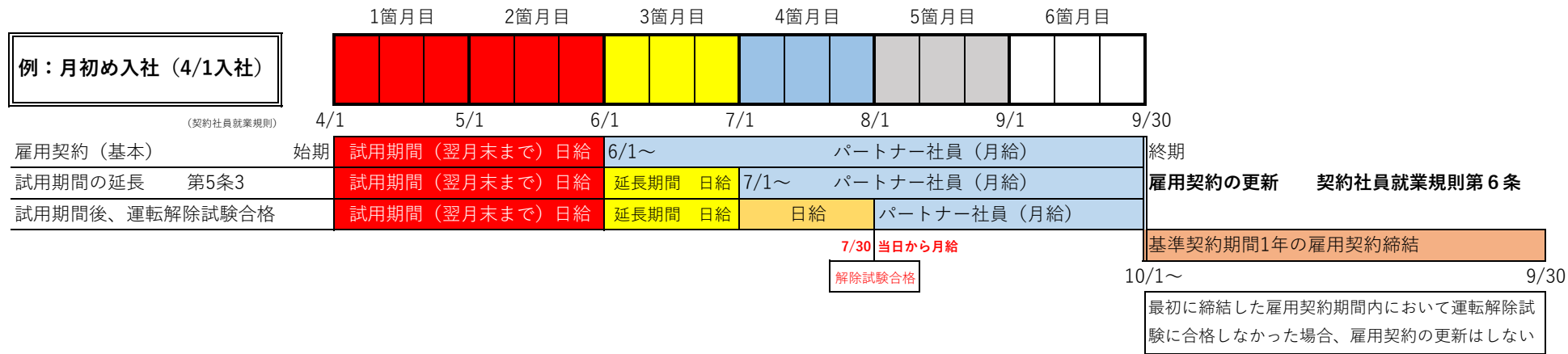
2023年5月1日から適用する。

別表第1

契約社員（パートナー社員）有期雇用契約書（乗務員）				「採用時」
フリガナ		性 別	生 年 月 日	
氏 名		男・女	年 月 日	
現 住 所	〒 ー TEL ー ー			
労働契約の期間	【契約期間】期間の定めを設ける 雇用契約の期間を6箇月とする 年 月 日 ～ 年 月 日 ※この期間は、退職又は解雇を制限する期間ではなく、雇用の終期の定めである 【試用期間】雇用契約期間のうち試用期間を次のとおり定める 年 月 日 ～ 年 月 日 見習い運転係解除試験に合格しない場合は試用期間を1回に限り1箇月延長する			
就業の場所	支店（住所： ）			
業務内容	自動車乗務員、その他甲が指示する業務			
労働時間	1.始業・就業の時刻等 乗務員運用表等による 2.休憩時間 契約社員就業規則第29条により、勤務の途中において一括又は分割する 3.時間外労働の有無 有			
休 日	契約社員就業規則第30条による（毎月25日までに指定）			
休 暇	1.年次有給休暇 契約社員就業規則第19条による 2.その他の休暇 有給休暇 有 [忌引休暇、結婚休暇 等] 無給休暇 有 [看護休暇、介護休暇 等]			
賃 金	1.基本給 【試用期間及び見習い運転係解除試験合格までの期間】 日 額 8,475 円 【見習運転係解除試験合格日以降、ただし試用期間を除く】 月 額 186,450 円 2.その他の手当 通勤手当、特殊勤務手当、特定日勤務手当、割増賃金 3.時間外・休日又は深夜労働に対して支給する割増賃金率 (1)時間外 法定超 25% (2)深 夜 25% (3)休 日 公休日 36% 公休日外 36% 4.賃金締切日（毎月 末日） 賃金支払日（翌月 25日） 5.労使協定に基づく賃金支払時の控除 有 6.昇 給 無 7.賞 与 有 年2回（夏・冬支給額は別に定める） 8.退職金 無			
退職に関する事項	1.定年制 無 2.自己都合退職の手続き（退職する30日以前に届出ること） 3.解雇の事由及び手続き 契約社員就業規則第10条による。解雇については原則30日前に予告する 4.更新の有無 契約社員就業規則第6条に基づき雇用契約を更新する場合がある ただし、本契約期間内において見習い運転係解除試験に合格しない場合は、雇用契約を更新しない			
その他	1.社会保険の加入状況 有（厚生年金、健康保険、介護保険） 2.雇用保険の適用 有			
備 考	1.雇用契約に関し更に説明が必要な場合は『雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口』（総務部総務課 JR086-2151 NTT087-825-1717）まで 2.本契約書に定めのない事項については、契約社員就業規則による			
年 月 日 雇用者（甲） 住所 香川県高松市浜ノ町8番33号 氏名 ジェイアール四国バス株式会社 代表取締役社長 高須賀 浩 被雇用者（乙） 氏名 印				

雇用契約期間について

●基準契約期間：契約社員就業規則に関わらず、入社から6箇月（初回）



- ※1 雇用契約（基本）：契約社員就業規則に関わらず、入社日から6箇月間の雇用契約
- ※2 試用期間の延長：試用期間内で運転解除試験に合格しない場合、1回のみ1箇月試用期間を延長
- ※3 給与形態：試用期間終了時に解除試験に合格していない場合、引き続き日給を適用し、解除試験合格日から以後月給
- ※4 雇用契約の更新：6箇月の雇用期間が満了し、6箇月間の雇用契約期間内に運転解除試験に合格している者のみ対象